

各位

平成27年4月23日 大阪市住之江区緑木1丁目4番39号 会社名 大丸エナウィン株式会社 代表者名 代表取締役社長 古野 晃 (証券コード 9818) 問合せ先 常務取締役管理統轄 青木 尚史 (TEL 06-6685-5106)

「内部統制システムの整備に関する基本方針」一部改定のお知らせ

当社は、平成27年4月23日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、お知らせいたします。(下線部分が変更箇所です。)

記

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および従業員は、「コンプライアンス規定」および同規定に基づく「コンプライアンス宣言」を行動規範とし、業務分掌および職務権限規定等各種規定に基づいて職務を執行する。
- ② 内部監査機関として社長直属の監査室を設置し、業務活動が適切かつ効率的に行なわれているか定期あるいは臨時に監査する体制をとる。
- ③ 従業員および外部者が不利益を受けることなく通報できる「通報・相談窓口」を 設置・運営し、内部統制の補完および強化を図る。
- ④ 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制の整備、運用状況の評価を行なう とともに、必要に応じて改善、是正措置を講ずる。
- ⑤ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求を受けた場合には、警察等の外部専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書取扱規定」その他関連規定に基づき、 重要な会議の議事録や決裁書類を適切に保存・管理する。

また、情報取扱責任者を任命し、会社情報の適時、適切な開示を行なう体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規定を定め、業務執行に係るリスクの把握と分析を行ない、適切な対応 を行なうための全社的な管理体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役の職務が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、社長を議長とする経営審議会を定期的に開催する。

取締役会により中期経営計画および単年度の経営計画を策定し、計画達成のため 取締役および従業員の職務の執行が効率的に行なわれるよう、職務権限と担当業務 を明確にし、取締役および各職位の権限と責任を明確にする。

5. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、社内規定等に基づき、当社 へ事前協議等が行なわれる体制を構築する。また、業績については定期的に、業務 上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行なわれる体制を構築する。
- ② 子会社に関してもコンプライアンスの確保、会計基準の同一性の確保等グループ 一体となった内部統制の維持・向上を図る。また、監査室による監査を必要に応じ て実施する。
- ③ 行動規範、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の業務の適正化を図る。
- ④ 子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、グループ全体の協力の推進を 図り、グループ全体の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため、関係会社管 理規定を制定する。
- ⑤ 子会社が当社と同様のコンプライアンス体制を構築するために、内部通報規程により、 その通報窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知することにより、当社グループに おけるコンプライアンスの実効性とグループ内取引の公正性を確保する。
- ⑥ 子会社の取締役、監査役および使用人は、子会社においてコンプライアンス上の問題等 について、内部通報制度により監査室に報告する。監査室は、直ちに監査役に報告を行う とともに、意見を述べることができる。監査役は意見を述べるとともに改善策の策定を求 めることができる。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に 関する事項

監査役より職務補助の要請があるときには、要請内容を尊重し、監査室または総務・財務部門の従業員に監査役の職務を補助させるとともに、かかる職務については、監査役の指揮命令に従うこととし、取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程および取締役の職務執行の状況を把握するため、 取締役会、経営審議会等の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
- ② 定期的に監査役と社長との意見交換の場を設けるほか、監査役が必要と認めた場合は他の取締役および従業員からその職務等に関する報告を受けることができる。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、内部監査部門である監査室と緊密な連携を保ち、内部監査の実施状況 について適宜報告を受ける。

- ② 監査役は、監査に当たり重要な帳票・書類等の提出や状況説明を求める等の権限を有する。
- ③ 当社の取締役および使用人は、監査役からその職務執行に関する事項の説明を求められた場合、およびコンプライアンス違反事項を認識した場合、速やかに監査役へ報告を行なう。また、使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行なわない。
- ④ 監査役は、必要に応じ、会計監査人・弁護士等に相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。

制定 平成18年5月16日 改定 平成20年4月24日 改定 平成27年5月 1日 以 上